

# 仙台市スポンサー花壇事業実施要領

(令和元年6月21日建設局長決裁)

## (目的)

第一条 この要領は「仙台市みどりの基本計画」に基づく、市民協働の推進の一環として、本市で管理している花壇へのスポンサー協賛により、市民や本市を訪れる方々に花や緑による潤いと安らぎを与える花壇の品質を保ちつつ、維持管理費用の低減を推進していくことを目的とする。併せて、企業のみどりに関する社会的責任（CSR）活動を促進する。

## (事業内容)

第二条 市長は、本花壇事業に対して協賛する企業・団体等（以下「スポンサー」という。）を市ホームページ等で募り、前条の目的に適う花壇の設置を行うものとする。

## (協賛内容)

第三条 協賛内容は、次の各号に定める協賛金の出資とする。

- (一) 協賛金額は、1口当たり3万円とする。
- (二) 複数口の協賛も可能とする。
- (三) 協賛期間は、年度毎の1年間とし、年度途中で協賛を開始した場合も当該年度末日までとする。
- (四) 既納の協賛金は返還しないものとする。

## (協賛手続)

第四条 本花壇事業へ協賛しようとするものは、協賛申出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

二 市長は、前項の申出書を受領し、協賛金の納入を確認した後、スポンサーを決定するものとする。

三 市長は、スポンサーを決定した後、協賛協定を締結するものとする。

四 市長は、花壇へスポンサーの名称等を記したプレートを設置した場合及び花壇の植替えを行った場合は、その旨をスポンサーに通知するものとする。

## (申出者の優先取扱)

第五条 市長は、申出者が多数で次に該当する場合は、当該申出者を他の申出者に優先してスポンサーとすることができる。

- (一) 前年度に引続きスポンサーとなるとき

## (申出資格)

第六条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申出を受理しないものとする。

- (一) 政治的または宗教的目的を主たる目的とする団体
- (二) 仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準に規定する規制業種に該当する団体

## (解除)

第七条 市長は、スポンサーが次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、スポンサーの名称等が記されたプレート等を撤去できるものとする。

(一) 差押, 仮差押, 競売の申立て又は破産手続開始, 再生手続開始, 整理開始若しくは更生手続開始の申立てがあったとき

(二) 租税公課を滞納して督促を受けたとき, 又は保全差押を受けたとき

(三) 支払を停止したとき, 又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき

(四) 解散, 合併又は営業の全部の譲渡を決議したとき

(五) 著しく社会的信用を失墜したとき

二 同条第一項に規定する理由により解除された場合に発生する損害について, 補償を請求することはできない。

(補則)

第八条 この要領に定めるもののほか, スポンサー花壇事業の実施に関し必要な事項については, 建設局長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は, 令和元年6月24日から施行する。